

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（法第53条第1項）

(1) 非住宅部分

表1

区分		認定申請手数料（※1）		
		審査機関等の 技術的審査を経る場合 （※2）	本市に直接申請する場合 （審査機関等の技術的審査を経ない場合）	
建物用途	規模 床面積（㎡）			モデル建物法
非住宅部分 （※3）	～300以内	9,700	87,000	241,000
	300超～2,000以内	27,000	146,000	384,000
	2,000超～5,000以内	80,000	236,000	547,000
	5,000超～10,000以内	127,000	309,000	671,000
	10,000超～25,000以内	161,000	371,000	791,000
	25000～	201,000	435,000	903,000

(2) 住宅部分

表2

区分		認定申請手数料（※1）		
		審査機関等の 技術的審査を経る場合 （※2）	本市に直接申請する場合 （審査機関等の 技術的審査を経ない場合）	
建物用途	規模 床面積（㎡）			誘導仕様基準
一戸建ての 住宅	～200未満	5,000	17,800	34,000
	200以上～	5,000	19,100	38,000
共同住宅 長屋	～300未満	9,700	33,300	69,000
	300～2,000未満	20,000	57,000	116,000
併用住宅等 （※4 ※5）	2,000～5,000未満	45,000	104,000	197,000
	5,000以上～	81,000	157,000	283,000

※1 上記は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの認定申請手数料表です。認定申請に係る部分で合算した額が認定申請手数料の額となります。

※2 適合証の写しが添付されている場合を指します。

※3 非住宅の部分とは、住宅の用途に供する部分以外の部分を指します。（例：店舗、事務所等）

※4 共同住宅の床面積には、共用部分の床面積を含みます。

※5 共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を指します。

2 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（法第55条第1項）

(1) 非住宅部分

$$\text{非住宅部分の変更認定申請手数料額} = \text{表1で求める額} \times 0.5 \text{（※1）}$$

(2) 住宅部分

$$\text{住宅部分の変更認定申請手数料額} = \text{表2で求める額} \times 0.5 \text{（※1）}$$

※1 上記は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの変更認定申請手数料表です。変更認定申請に係る部分で合算した額が変更認定申請手数料額となります。

また、合算した額に100円未満の端数がある場合は、100円未満を切り捨てた額が変更認定申請手数料額です。

3 認定申請（変更認定申請）に併せて、確認の申し出（※1）をする場合（法第54条第2項）

$$\text{上記1（または2）で算出した額} + \text{確認申請（または計画変更）手数料の額}$$

※1 確認の申し出とは、法第54条第2項の規定による、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ることを指します。

法とは、「都市の低炭素化の促進に関する法律」のことを指します。